

議案第27号

幕別町債権管理条例の一部を改正する条例

幕別町債権管理条例（令和元年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該私債権等について履行の見込みがないと認められるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。